

# 実証主義的な知の概念が生み出す哲学的混乱 ——ポストモダニズムから現代の米国極左まで——

嶋津 格

本来完成された研究論文としては、それぞれに引用の原典とページ数を示し、読者が独自にそれらにアクセスできる形式を整えることが要求される。だが以下では、その作業をミニマイズして、現在私の記憶にある限りでの引用に留め、報告時のアイデアを言語化することを優先させたい。その意味で以下が不完全な「生煮え」の論文であることをお断りしておく<sup>1</sup>。

## 米国の大学キャンパスにおける言論の 不自由

マイケル・レクテンウォルドの『雪の結晶が解ける時』という面白いタイトルの本<sup>2</sup>を読んだ人は少ないと思う。そこには、最近ではわが国でも徐々に知られるようになってきた、米国キャンパスで行われている、いくつかの驚くべき言論抑圧の制度が紹介されている。ちなみにこれらの制度は、＜社会正義＞ (Social Justice)<sup>3</sup>の名の下に正当化されている。

### 1) 安心空間 (safe space)

この語の起源は古く、1960年代にロサンジェスのゲイ・バーやレズビアン・バーまでたどれるという。まだゲイやレズビアンが社会で公認

されておらず、眉をひそめるような対応が普通だった時代に、特定のバーがその種の性的嗜好をもつ人々が批判的な言辞にさらされずに集まれる安全な場所だ、と示すためにこの語が使われたらしい。その後これが、フェミニストのサークルで使われるようになって広がった。その場合はもちろん、男性支配的な言辞に汚染されていない、フェミニストにとって安心な空間、という意味になる。一般化すれば、マイノリティがマジョリティを排除して自分たちの言説が支配する空間を確保する、といった意味であろう（もちろん女性はマイノリティではないが、フェミニストは、特にその主観において多分、マイノリティなのであろう）。また、この語が物理的な危険を問題にしているわけでないとするれば、safeの訳語は「安全」より「安心」の方が適切だろう。

そして最近では、その安心空間が、大学のキャンパスにも設けられるようになった。レクテンウォルドが講師として教えていたNYU(ニューヨーク大学)にこの空間があるのは確実だが、他の大学にも広がっているらしい。その場合このスペースは大学当局によって設定されるのだから、その「安心」、つまりマジョリティ(白人男性)をそこから排除するについては、大学がその責任をもつことになるだろう。ではその設定に

<sup>1</sup> ハイエクの論文「抽象的なものの先行性」(嶋津監訳『哲学論集』春秋社ハイエク全集Ⅱ4、所収)は、私をもっとも好きな論文の一つだが、彼がアルプバッハで即興的に話した内容が元になっており、論文中で「half-baked(生煮え)だが」と自分でも断っている。私がそれに習うのもおこがましいのだが、老齢に免じてお許しいただきたい。

<sup>2</sup> Michael Rectenwald, *Springtime for Snowflakes:*

*"Social Justice" and Its Postmodern Parentage, An Academic's Memoir, 2018 (Kindle)*

<sup>3</sup> 後で述べるブラックローズたちも、米国左翼の使う「社会正義」が独自で特殊な用法であることを示すために、それを大文字で書いて一般名詞と区別している。私もその書法に従うため、以下ではこれを「＜社会正義＞」と表記することにする。

反してその部屋に入ってくる者がいたら、大学はどうするのか、といった点も興味深い。米国のことだから、そのための規則を明文化し、違反行為にはサンクションを規定して厳格に対応する、といった扱いが想像される。

## 2) 引き金警告 (trigger warning)

最近ではテレビ番組などで目にすることもあるが、大学との関係ではこの語は授業などの内容に関わっている。授業聴講者につらい気持ちを起こさせるような内容が授業に含まれる場合に、この制度はそのことを事前にシラバスなどで警告しておくことを要求する。フェミニストのソーシャルメディアやブログが始まりで、学問の場に移ってきたという。

この警告をしないで一部の学生にとってストレスフルな内容の授業をすると、学生が「警告がなかった(あれば授業に出なかったのに)」としてそれにクレームをつけ、教師が大学から責任を問われる、といった事態の発生が予想される。ではその違反の判定は誰が、何に基づいて行うのか。下手をするとその閾値がどんどん下げられて、思想警察的事態になることも危惧される。現実には、『ファニー・ヒル』のような本は「感情損傷的教材 (offensive text)」とされる恐れがあるため、大学のカリキュラムからは完全に外れることになった、という。

## 3) 偏見通報ホットライン (bias reporting hotlines)

大学にはあらかじめ偏見対応理事 (bias administrator) や偏見対応チーム (bias response team) が設けられており、「バイアス事例」「バイアス違反」「心理的攻撃 (micro-

aggression)」を経験したり目撃したりした場合に、そこに連絡するためのネット上または電話のホットラインが設けられている。そして授業の中で教師が口にしたバイアスを学生がそれを通して大学に通報する、といった制度である。私には、ナチスや各国共産党、神権政治の国などで実施される、体制を批判する言論の通報制度を想起させる。

レクテンウォルドの場合は、SNS への一連の書き込みを大学から問題にされたので、キャンパス内の発言が対象になったわけではないが、NYU は、彼の了承の下に有利な条件を提示して (外部の批判を浴びている教師を) 授業から外す、という複雑な対応を取った。

## 4) 登壇拒否 (no-platforming)

これは「危険な」講演者、特に「論証的暴力 (discursive violence)」を揮うことが予想される者が授業や講演などで演壇に上がることを事前に拒否する、という活動である。学内のデモや反対運動などによって言論封殺を行うもので、「制度」とは言えないかもしれないが、大学当局はこの種の圧力に屈することが多く、その限度では大学運営の問題でもある。また反対運動には、アンティファ (antifa=anti-fascism)<sup>4</sup>などの過激派が参加して、物理的破壊が伴う場合もあるが、一般にその犯罪は大学にも警察にも大目に見られる。少し古いですが、2017年にUCバークレイでミロ・ヤノプーロスが、ミドルベリー・カレッジ (バーモント州) でチャールズ・マレーが、予定されていた講演を阻止された。日本でも同年、一橋大学で、予定されていた百田尚樹の小平祭での講演が反対運動の結果中止された<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> アンティファについては、粘り強い実地調査に基づく優れた著書として以下のものを参照。Andy Ngo, *Unmasked: Inside Antifa's Radical Plan to Destroy Democracy*, 2021 (Kindle)

<sup>5</sup> 立派な憲法学者が何人もいるはずの同大学法学部が、一体どのような対応をとったのか、何もしなかったのか、知りたいところではある。ネット上では、「一橋大学はアジア人留学生が多い大学なので、予想さ

著者のレクテンウォルドはある時までポストモダニズムの立場に立ち、それにしたがって論文も書き講義もしてきた。しかし比較的最近自分の立場を見直し、ポストモダニズムに批判的見解に転じた。その彼が、上記のような米国の左翼運動は（たとえばトランス・ジェンダー推進運動も含めて）、ポストモダニズムを思想的基礎にしている、というのである。他にも、その一部である批判的人種理論 (critical race theory) に従って、学生が寮の同室者を選ぶ場合にマイノリティが同じ人種同士になるよう配慮するとか、卒業式を人種別に行う、といったものもある。レクテンウォルドは、「このような扱いは逆向きの人種隔離 (segregation) だよ」と SNS に書き込んで、大学の (人種関連) 政策への批判を行ったが、この種の一連の書き込みが問題にされたのである。

しかしこの本は自伝的な文脈で、「ポストモダニストであった私が言うのだから間違いない」といった書き方のため、私には、彼の言うポストモダニズムと米国左翼運動の関連がよく理解できなかった。ところが、最近読んだブラックローズらの本がまさにこの点を詳細に説明していて、私なりに納得できた。この点については本稿の最後の部分で紹介することにする。ただ私の観点から言えば、この種のポストモダニズムのより背後には、哲学の世界に根深い実証主義の陰が見える。この点はポパーにも関連して

れる彼らに対する侮辱的言論を防ぐため」という理由でこの処置を是認する意見を詳しく述べている論者のページを目にした。言論の自由を原則にすると必然的に、相手の言論によって傷つく人も出る。しかしそれは基本的に、当人が我慢すること (そしてできれば反論すること) を、この原則は要求するはずだ、というのが私の見解である。批判されることを回避する人々の社会では、言論の自由は存立しえない。学生たちが投票で選び、本人も承諾していた講演者の

いるので、それをまず論じたい。

## 規制理念としての真理と実証主義—— 知は「獲得」できるのか

ここでの議論は私がいくつかのところですでに論じたこと<sup>6</sup>が中心なので、詳しい議論はそちらを見ていただくとして、以下ではドグマ的に箇条書きにしてその結論だけを述べさせていただきます。

・真理は規制理念である。

これはポパーの主張だが、それについての私なりの理解がどれほどポパー自身の意図に近いかはよくわからない。

・「知る」という動詞は、真なる命題にしか使えない。だから、本当に知っているなら、その内容は真である。しかしこれは単なる動詞の文法であって、知るという活動さえ正しく行えば結論が必ず正しくなる、というような夢のような活動が存在するわけではない。長い伝統をもつ哲学の「認識論」は、この点で前提を誤っているかもしれない。

・命題 P について「証拠がそろっていること = Q」や「人々が真だと信じていること = B」は、P が真だと人が信じるための根拠の一部にはなるが、P が真であることと同値の関係にはなりえない。Q や B が成立していても P が偽になる

発言内容を事前に一方的に予想して行われた、反対「運動」による検閲を容認するのは、憲法理論としても論外かと思う。

<sup>6</sup> 「無知の知をめぐる考察」批判的合理主義 Vol. 11, No. 2 (2019年12月)、「民事事件における事実の認定——「言語の内と外」各論として——」法哲学年報 2013 (2014年)、「正義論の経緯と現状」拙著『問いとしての〈正しさ〉』第7章、など。

こと、は論理的にいつも可能だからである。その意味で「真」(そして知)は超越的概念である。だから Q や B があっても、「P は本当に真だろうか(私は本当に知っているのだろうか)」と疑問をもつことは、つねに可能である。それでも真をめざす(真を規制理念として設定して進行する)議論と、別のもの(知的優越性や権威、支配、利益など)をめざす議論が区別可能である、という限りで、「真」が理念として(議論的として)機能しうることは明らかだから、「真」は無意味ではない。ただ真はあくまでもめざすべきもの、でありそれに留まる。つまりそれを、最終的な形で「獲得」することはできないのである。

・実証主義とは、真(および知)の超越性を克服または回避しようとする(成功の希望がもてない)誤った試みのことである。

・(デイヴィッドソンやヴィトゲンシュタインに見られる)基準(criteria)論は、「いかなる基準が充足されている時に P だと言えるか」を問題にし、P の「意味」とこの基準の充足とを同視する傾向がある。しかしたとえば、目だけしか見えない人と耳だけしか聞こえない人がイヌについて(健常者の通訳を介して)会話する場合、両者に共通の基準はありえない。では両者は異なる対象について会話している、と考えねばならないだろうか。我々の日常の言語使用においてはむしろ、人によって依拠している基準は(その人の成長と言語獲得の過程に応じて)実際には異なっているのではないだろうか。それぞれが暫定的にもっている自分で勝手に設定した(本人が自覚しているともかぎらない)基準を相互に調整しながら、当人たちは同じ対象について話している、と考えているのではない

7 存在するものとそうでないもの、についてのこの議論は、ポパーの何が経験命題か、についての議論に類似する。要するに、複数の主体が自分の経験を語る

か。対象の存在は、基準設定の前に、それにコミットするものである。そしてそうすることで、厳密には一致しない複数の基準によっても同定しうるものとしての対象が、言語的世界に登場するのではないか(そして、どう試みてもこの関係が成立しない対象は、幻想とか錯覚とか呼ばれ、存在しないものとされるのである?)。

・法理論において「認定のルール(rule of recognition)」を問題にする H. L. A. ハートは、基準が共有されているから認識が一致する、という論理に立っているようだが、その前提も危うい。<法(的諸関係)や権利>も、神も、貨幣価値も、言語の意味も、その存在に人がコミットすることで、事後的にそして社会的に生成するものなのではないか。

・かつて論理実証主義においては、「verification」が語られた。これは「検証」が定訳であるがむしろ字義通り(veritas=真だから)「真化」と訳す方が、この語に託されたねらいがよくわかると思う。この立場は、何らかの方法によって P を真にすること(真化)ができる、と考えたのである。つまり「真」の超越性を廃し、それが手の届くところにあるようにする、もしくは、手の届くところにあるものを「真」に(代替)する、ことを目指したのである。この目論見が成功すると、すべての P は、理念的に真と偽と無意味(verifiable でないもの)に三分されつくすことになるはずであった。この試みの破綻を見事に示したのが、まさにポパーの理論である。『科学的発見の論理』は、普遍命題の真が確定できないと(だけ)論じている、と考える人が多いが、よく読んでみるとポパーは、経験命題の特定にも、単称命題(これには occurrence と event が区別される)の真偽如何にも、確定的結論が出せるとは言っていない。これらは、やってみな

ことでその経験の共通性を試してみるしか、それは確定できない。

いとわからないこと、なのであり、それで一向にかまわない、とポパーは言っていると思う<sup>8</sup>。科学に「真化」は不要なのである。

・「言語論的展開」(J. ローティ編の論文集のタイトル)の後には実証主義的情熱は、「Pである」ことと、言語ゲームにおいて「Pだと言ってよい」こと、つまり発話としての正当性やゲームのルールへの合致、とを同視または意図的に混同しようとする事に向かう。これも真の超越性回避のための一つの戦略と考えることもできるだろう。

・ちなみに、T. クーンが短い論文で、科学的「真」を研究者共同体の集団心理の問題に解消しているのを読んだことがある。確かに、現在「真だと信じられていること」は何か、について具体的回答を得ようとする場合には、このようなアプローチも可能だろう。しかしその場合も、この集団心理は確定的ではなく、多くの場合様々な少数派・反対派を含む動的なものである。そしてその動的な集団心理の運動を導いているのが、超越的な「真」の概念なのである。だから、集団心理に真を解消できるとするのは誤りである。その集団心理とは、「何が真か」をめぐるその共同体が信じていることなのだから。真理概念を抜きに問題の「心理」を特定することはできないのである。

## 米国左翼の急進主義へとつながるポストモダニズム (PM)

以下では、このテーマについて書かれた本<sup>9</sup>の内

<sup>8</sup> 拙稿「客観と主観、発見の論理と心理——ポパー理論の批判的検討に向けて——」上原・長尾編『自由と規範』東京大学出版会、1985年、初出。

<sup>9</sup> Helen Pluckrose and James Lindsay, *Cynical Theories: How Activist Scholarship Made Everything about Race, Gender, and Identity—and*

容を紹介しながら(報告の当日使用したパワーポイントより)、私のコメント(イタリック部分)を加えてゆきたい。

## PMの3期と貫通する2つの原理

PMの3期とは、以下の通りである。

- ・1960年代から70年代にフランスで盛んに論じられたオリジナルのPM(第1期)
- ・1980年代から90年代に主に英米圏のアカデミアに移植されて実践的関心から注目されるようになった応用的PM(第2期)
- ・2010年代以降に米国のアカデミズムと社会運動において急進主義化した、実物化されたPM(第3期)

そして、この全期に貫通する2つの原理と4つのテーマが挙げられる。

原理1は、知の原理である。これは、客観的知と真理への根源的懐疑を基礎にする。そしてこの態度は、知についての文化的構成主義につながる。

原理2は、政治の原理である。ここでは社会は権力と(上下の)階層秩序で構成され、それが、何がいかにして知りうるのか、を決定するのだ、とする。

つまり知や真は客観的でありえない以上、誰かによって決定されるものでしかありえない、というのである。ここでは、(世界に存在するはずの正解を求める)認定または判定と(処分によって世界を変更する力をもつ)決定が、多分意図的に混同されている<sup>10</sup>。例えば数学問題の

*Why This Harms Everybody*, 2020 (Kindle)

<sup>10</sup> この混同の例として挙げられる本は多いが、その一つは、カール・シュミットが若い頃に書いた *Urteil* を表題に含む小さな著書である。このドイツ語は、決断、判決、判定などと訳せる語だが、シュミットは語の複数の意味を利用して、そのすべてを「決断」の間

正解は、多数決であろうと何かの権威・権力であろうと、それを変更することはできない。誤った認定を正解に変更する力は誰にもないのである。似たことは、裁判の事実認定でも起こる。つまり、有権的な裁判官による有罪認定の判決が、無実の被告人を犯罪の実行者に「変更する」ことができるわけではない。ただ法の世界内において、誤っているが有効な有罪の認定をし、処罰を課することができるだけである。具体的な場面で被告人の有罪無罪を確実に知ることが困難な場合は多いが、判決によって無実の人が真犯人と入れ替わるわけではないし、実際本人はほとんどの場合、自分が真犯人か否かを知っている。それに日本を含む国々の刑事訴訟法は再審制度を備えているから、確定した判決であってもそれが誤りうることを、むしろ制度的前提にしているのである（ただし制度上、誤った無罪判決を確定後に取り消す方法はないが）。

これに対して、世界を変更できる決定というものも存在する。契約が成立すると、それまで存在していなかった権利と義務がそれぞれの当事者に発生するし、物権行為によって、所有権は移転し、権利関係のネットワークはその限度で変更される。もし売却後にかつての所有家屋に無断で立ち入れば、今度は不法侵入罪に問われるのである。有効な宣戦が行われると国家間で戦争状態になるし、平和条約によって戦争状態は終了する。これらはもちろん、認定や判定ではなく決定（または決断）だから、世界をその限度で変更するのである。

貫通する4つのテーマというものも挙げているので、その名称と簡単な説明だけ以下に挙げておく。

テーマ1/境界（カテゴリー）のあいまい化例として、*LBGT*のどれでもないもの、カテゴ

リとして処理しようとする（決断主義）。私の指導教官お気に入りの本だったが、事実認定論に取り組ん

り化を拒否するものとして *Q=クイアー* (*queer*) が登場させられる。既存のカテゴリーに潜む権力性を否定するというこらしい。

テーマ2/言語の力

既存の言語に含まれる支配関係の問題化と、それを変更するために、新しい言語のシステムを強引に導入しようとする試み。

テーマ3/文化的相対主義

先進と未開、多数派文化と少数派文化の優劣は語るべきでなく、結果としてすべての文化は平等だ、とするような態度。

テーマ4/個人的なるものと普遍的なるものの喪失・放棄

アイデンティティを共有する各グループ間の支配・被支配を問題にするために、グループ中にもある様々な個人差は問わない。人間としての普遍性は無視する。

## 第1期 オリジナルPM

• 1960～70年代のフランスで、Foucault, Derrida, Lyotard など。

*PM*: 近代主義と近代性を否定 (*Post Modern* という場合 *post* の意味は、「近代の後に来るもの」ではなく、近代的なるものの存立・妥当性を全否定するということ)、啓蒙的価値、特に知の生産に関する諸価値の否定が特徴

• *PM*は、近代主義による<神権政治、奴隷制、家父長制、植民主義、ファシズム、他の多くの形態の差別>の打倒をより過激に継承する。同時に、啓蒙期の確実性にたいする信念を強く懐疑する。

啓蒙主義は知と理性に夢を見た時代なので、知と理性の限界に対する理解が足りない。その点は嶋津の見解も同じ。しかしそれを、科学の優位性の否定に直接つなげるのは誤りである。む

でいた私には、読んでみて最悪の混乱した本に思えた。

しろ誤りうること、そして誤りが公開の場で確認されることによりさらに進歩できること、が科学の利点というべきなのである。

- 他方、客観的真理を否定。「知」と「真理」は社会的構成物とする。科学と理性、証拠に基づくテストの意義を拒否。結果として、リベラリズムは抑圧の一形態とする。あらゆる権威に対する「脱構築」に専念。
  - 彼らは自己永続化する権力システムに関心を集中していたので、(この時期の) PM 理論家の中で、何か特定の政治活動を擁護する者はほとんどいなかった。彼らはむしろ、崩壊ごっこや虚無的絶望に従事することを好んだのである。
- ←第2期、第3期のPMとの差
- IP (identity politics) もまだ始まっておらず、PM 思想家たちはほぼ全員が白人男性西洋人だった(その点が、後に批判もされる)。
  - 西洋文明の核心にあるリベラリズムと近代性は、PM によって観念のレベルで大きなリスクに晒された。
  - しかしオリジナル PM は、自己自身を含むすべてのものに対する懐疑主義によって自己崩壊した。

## 第2期 応用 PM

- PM は、1980年代から90年代にかけて、<批判的社会正義>の活動家たちによって再び取り上げられた。(まるでこのグループのみが社会正義を論じているかのように)
- マルクス主義(メタナラティブの一つとして否定されることになる)への幻滅も PM 隆盛の原因に。(左翼的・反体制的活動の)意味の喪失にたいする恐怖の増大。PM の核心にある絶望。
- 大学内では、精神分析、言語学、哲学、歴史、社会学、などの分野で PM が浸透。大学のポス

トを獲得する就職戦略としても、PM は有効だった。弱者の味方、見えざる社会的抑圧の暴露、といった立場が、優れた新たな学問的可能性を開く、ように見えたため、多くのポストが大学で用意された。

- Social Justice Movement の社会的影響力増大: “identity politics”, “political correctness” として大きな力をふるった。その後これらの語は、徐々に否定的な文脈で使われるようになり、支持を失いつつある。
- PM が社会の核心に見る問題は、不当な権力へのアクセスにある。
- 以前はなかった実践的目標、つまり<社会正義>と自称しているイデオロギーの描くイメージに従って、社会を再建することが掲げられるようになる。ただし、マルクス主義などとは異なり、その「イメージ」または運動のエンド・ポイントは明確ではない。
- これら学者=活動家が使う言葉の意味は、通常のそれと異なる。たとえば、racism は人種差別であるが、PM がいう(systemic または structural) racism は一般人が理解する racism (人種差別的偏見をもったりもたなかったりする個人の問題)とは異なる(PM のいう人種差別は、社会の構造に内在しているとされるため、個人的努力で克服できるものとは考えられていない)。この見解を採ることにした人々は、物理的には身近にいるかもしれないが、知的には離れた別世界にいるため、彼らを理解したり彼らと意思疎通することは、信じられないほど困難になる。・・・我々の人間的な社会関係を、最悪の冷笑的やり方で解釈<sup>11</sup>する者・・・

## 様々な分野における応用 PM

- ポスト植民地主義(第3章): 他を救うため

<sup>11</sup> この「冷笑的」が、同書のタイトル(Cynical

Theories) になっている。

に西洋を脱構築

○ PM 的ポスト植民主義のアプローチは、リベラルなそれと根本的に異なっており、しばしば、オリエンタリズム的二項対立を克服するのではなく永久化させている、として批判される。

• クイアー理論（第4章）：正常（ノーマル）からの自由

○ 性、ジェンダー、セクシュアリティは、主に支配文化に依存する社会的構成物だ、とクイアー理論は考えるので、物質的進歩（格差の解消など）には関心が薄く、支配的会話が如何にして「男性」「女性」「ゲイ」のようなカテゴリーを打ち立て強制するのか、の方により関心を払う。

• 批判的人種理論とインターセクショナルリティ（第5章）：あらゆる所に人種差別を見ることによってそれを終わらせる。

インターセクショナルリティとは、複数の差別的カテゴリーの重なりをいう。たとえば、黒人女性は、黒人であることと女性であることで二重の差別の下に置かれるため、黒人一般、女性一般とは異なるレベルの被差別者という位置づけを与えられるべき存在、と論じられ、それに該当する人の自伝的著書が高評価を受けたりする。原理上は三重、四重のインターセクショナルリティを問題にすることもできるから、それによって被差別者のグループはますます細分化されてゆくことになる。

○ マテリアリストの人種批判家と対照的に PM 理論家は、言語システムと社会システムにより大きな関心があるので、対話を脱構築し、言外のバイアスを見つけ、背後にある人種差別的仮定と態度に対抗することにより大きな関心を払う。

• 様々なフェミニズムとジェンダー研究（第6章）：洗練としての単純化

○ インターセクショナルなアプローチを採る

ことは黒人フェミニストに特有のものだったが、究極的にはそれはフェミニズムを支配した。この論理では白人のフェミニストは、黒人フェミニストとの関係では加害者の立場に立つことから、陰の薄い存在に。

○ インターセクショナルなフェミニズムとクイアーのフェミニズムは、女性たちが共通の経験をもつことを否定したことで、女性であることが何を意味するのかさえ複雑にしまった。

• 障がい研究（disability studies）と肥満研究（fat studies）：支援グループのアイデンティティ理論

○ （遅れて来たので新しい理論の影響を受けた）結果、障がい研究はインターセクショナルとクイアーの理論的アプローチをますます取り込んで、どんどんあいまい、抽象的になり、障がい者たちの機会と生活の質の改善には適さないものになった。

○ 人気を博した『すべてのサイズの健康』という本は、すべての寸法の身体は健康でありうると論じている。医学的意見は、この発想に反対で一致している。

障害も肥満も、個性にすぎず、卑下して見られるべきものではない、というメッセージが、PM からは発せられる。ただこれが行き過ぎると、障害を軽くして健常者に近づこうとする人、肥満から脱してスリムになることをめざす人がそれぞれ、障害者、肥満者のグループに対する裏切り者とみなされる、といったことが発生する。「障害も肥満も、他と同じ誇らしい属性なのに、なぜそれから脱しようとするのか」「自分と同じ属性をもつ他の人々を、劣ったものとして侮辱するのか」といった論理である。障害があるより健常の方がよい、肥満よりスリムの方がよい、という価値観自体を社会的抑圧システムとして拒否する、という論理が行き着く先は、こんな

ものになる、ということだろう。

もしこの論理がもっと先まで進むなら、法を守る者と犯す者の間とか、努力する者と怠ける者の間とかにも差はない、犯罪者も薬物中毒者も差別されるべきでない、というところまで行くことも想像できる。しかし、結果として行き着く、すべての価値的序列化とお説教を拒否する社会<sup>12</sup>とは、いったいどんなものになるのだろうか。

### 第3期 実物化されたPM

- PMの仮説を現実の客観的真理とする (reification=実物化)

PMの定義上、それをするものは「権力」になるはずだが・・・

- 2010年代後半の文化戦争
- <社会正義>と呼ばれる独自の新宗教= Social Justice
- Social Justiceの線にそった真実にかなうように我々の言語を検閲せよという圧力が増大
- 何十年も前に、またはティーン時代に話したことで、キャンセル・カルチャー (PM的観点から非難に値する言行がある者に対して、職を奪うよう圧力をかけるなどの活動が行われること)の餌食にされる。
- Social Justiceの背後にある諸価値は、あまりに直感に反するので、理解するのが困難である。
- PMは、脱構築と希望なき出発点から、今日のほとんど宗教的ともいふべき執拗な活動主義 (activism)へと進化した。
- PMの主張:性は生物学的ではなく、スペクトラム(分布帯)に渡って存在している。言語は言葉の暴力でありうる。ジェンダー同一性の否定は人々を殺している。障がいと肥満を回復させたいとの願望は嫌悪すべきものである。すべ

ては脱植民地化すべきである。

- Social Justiceを支持すると主張する者たちに対抗して、普遍的な自由の倫理と、理性と証拠(に基づく議論)を擁護すべし。←著者たちの主張
- PMは、広く確立した信念にたいする懐疑的な再評価を發明したわけではない。しかしPMは、科学その他の形態をとった自由な理性使用(民主主義と資本主義を擁護する議論のような)が、メタ・ナラティブというより生産的かつすぐに実施可能な形態をとる不完全ではあるが自己矯正的な手続きであること、が理解できないのである。←著者たちの主張

以上、本稿の最後には結論的なまとめを書くべきだが、今回は読者諸兄にその仕事はゆだねて、素材を提供するだけにしたいと思う。しかし私は、太平洋戦争後日本に乗り込んで来て、勝者の立場から自信たっぷりに自分の国の自由と民主主義を日本に押し付けたアメリカ人たちが、むしろ懐かしい気がする。日本の法学徒が現在も憲法学で学ぶのは、まさに彼らの精神なのである。その時代のアメリカと現在のそれが、いかに乖離しているかは驚くべきである。「壊れつつあるアメリカ」「アメリカの終わり」といったタイトルの本がいくつか書かれているが、アメリカの現状を知れば知るほど、本当に壊れてしまわないか、危惧の念が大きくなるころではある。

<sup>12</sup> アラン・ブルーム『アメリカン・マインドの終焉』

は1980年代にこの種の問題を提起して注目された。